



ハグイオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



クラウド型勤怠管理システム

P1

タイムカードと勤怠管理を併せ持つ勤怠システム

Touch On Time

最近「クラウド型の勤怠管理システム」
流行ってますね！

導入をご検討の向きには、
ぜひ「Touch on time (タッチオンタイム)」（株式会社デジジャパン社）を
お勧めさせていただきます。

「Touch on time」は、市場シェア No.1 を獲得した継続率 99.7%クラウド型勤怠管理システムです。
もちろんTKCの給与計算ソフトP×シリーズとの連携も可能です。

勤怠管理の集計作業を楽にするだけでなく、業務の効率化やコスト削減が期待できます。

- ・業務改善 勤怠管理業務の効率化
- ・コストダウン 集計・給与計算のコスト削減
- ・勤怠の見える化 出勤状況をリアルタイムで確認
- ・シフト管理 勤務時間だけでなく有給管理も
- ・働き方改革に対応 規制に即した勤怠管理が可能
- ・不正防止 生体認証でなりすまし防止

★選ばれる理由① 「多彩な打刻方法」

さまざまな打刻方法の中から、ご要望に沿った打刻方法をお選びいただけます。

顔認証 専用打刻端末 静脈 指紋 ICカード 共有PC 個人PC スマートフォン

★選ばれる理由② 「あらゆる就業ルールに対応」

タッチオンタイムは勤怠管理に特化したシステムですので、業種・業態を問わず、あらゆる就業ルールに柔軟に対応することができます。

打刻 勤怠集計・残業集計 勤務状況の確認 スケジュール・シフト管理
有給休暇・休暇管理機能 通知・アラート機能 法対応 外部サービス連携

★選ばれる理由③ 「安心のサポート体制」

導入設定から運用まで、専門のサポートセンターがしっかりサポートします。追加料金はかかりません。
ご不明点があれば何度でもお問い合わせください。

導入サポート・運用サポート・電話サポート・オンラインヘルプ

しかも、利用料金は月額 1 人当たり 300 円（税抜）と格安です。（※認証端末等は別途）

詳細は当事務所担当者までお尋ねください。

令和7年度税制改正（抜粋）

法人税

減税

中小企業経営強化税制の拡充①

- ① 中小企業経営強化税制の**各要件の見直し**が行われた上で、**C類型を除き**、適用期限が令和9年3月31日まで**2年延長**される。
 - ② 成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、**売上高100億円を目指す中小企業の拡充措置（E類型）**が創設される。
- 【適用時期】①の各要件の見直し、②の拡充措置は関係法令の改正時期から

【新設：E類型】
経営規模拡大設備
売上高100億円を目指す
中小企業は「建物」も対象

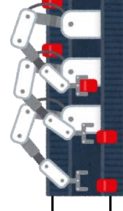
※個人事業者も同様

《実務上のポイント》
・暗号資産マイニング業の用に供する設備が**除外**

<改正の内容>

十

類型	A類型 生産性向上設備	B類型 収益力強化設備	C類型 デジタル化設備	D類型 経営資源集約化設備
要件	生産性※が旧モデル比 年平均1%以上改善 【改正後：単位時間当たり生産量、歩留まり率 または投入コスト削減率のいずれか】	投資収益率が年平均 5%以上の投資計画 【改正後：7%以上】	遠隔操作、可視化、 自動制御化のいずれか に該当する設備 【改正後：廃止】	修正ROA（総資産利益率） または有形固定資産回転率 が一定以上上昇する設備
対象設備	建物附属設備（60万円以上）、機械装置（160万円以上）、工具・器具備品（各30万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）			
確認要件	工業会等または経済産業局の確認（認定経営革新等支援機関のサポート）			
税制措置	即時償却または10%税額控除（資本金3,000万円超は7%税額控除）			
控除上限	中小企業投資促進税制と合わせて法人税額×20%（1年間繰越し可）			



令和7年度税制改正大綱・法令及び各省庁の資料に基づいて作成しています。今後の情報にご留意ください。

中小企業経営強化税制の拡充②

<B類型>

類型	「収益力強化設備(B類型)」	【新設】「経営規模拡大設備(E類型)」						
要件	<p>投資収益率が年平均5%以上の投資計画 【改正後:7%以上】</p>	<p>○ 投資収益率が年平均7%以上の投資計画 ○ 経営規模拡大要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上向上のための施策・設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)の作成 ・認定申請直前年度の売上高が10億円超90億円未満 ・売上高100億円超を目指すための事業・財務・組織基盤が整っていること ・売上高100億円超・年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること ・導入予定の設備が売上高増加に貢献すること ・認定日から2年以内の投資合計額が1億円または売上高×5%のうち高い額以上 ・生産性向上に資する設備の導入に伴う建物の新増設を含む計画であること ・賃上げ率2.5%以上 など 						
対象設備	<p>建物附属設備(60万円以上)</p> <p>機械装置(160万円以上) 工具・器具備品(各30万円以上) ソフトウェア(70万円以上)</p>	<p>建物とその附属設備 (合計1,000万円以上)</p>						
税制措置	<p>即時償却 または 10%税額控除 (資本金3,000万円超は7%税額控除)</p>	<table border="1"> <tr> <td>賃上げ率5%以上</td> <td>25%特別償却 または、2%税額控除</td> </tr> <tr> <td>賃上げ率2.5%以上</td> <td>15%特別償却 または、1%税額控除</td> </tr> <tr> <td>賃上げ率2.5%未満</td> <td>(対象外)</td> </tr> </table>	賃上げ率5%以上	25%特別償却 または、2%税額控除	賃上げ率2.5%以上	15%特別償却 または、1%税額控除	賃上げ率2.5%未満	(対象外)
賃上げ率5%以上	25%特別償却 または、2%税額控除							
賃上げ率2.5%以上	15%特別償却 または、1%税額控除							
賃上げ率2.5%未満	(対象外)							

《実務上のポイント》

- ・医療保健業を行う事業者が取得するもの、発電用設備で主に電気の販売目的で取得するものは拡充措置の対象外
- ・拡充措置の投資計画の期間中は、中小企業投資促進税制と少額減価償却資産(30万円未満)の特例の適用不可



情報

サイバーセキュリティ

P4

インターネットの悪用による被害に遭わないための対策

「令和元年版情報通信白書」によれば、世帯におけるインターネット利用で「何らかの被害を受けた」割合は、「自宅のパソコン」で 52.7%、スマートフォンで 62.6%となっています。被害の内容をみると、「迷惑メール・架空請求メールを受信」によるものが多くを占めており、家庭でのインターネット利用においては、「架空請求」などによる迷惑メールによる被害を防ぐことが重要だと考えられます。

もし、架空請求やワンクリック請求に遭遇した場合には次のような対策があります。

○支払わない、連絡しない

架空請求の大半は、無作為に選んだ複数の宛先に、大量の同一の文面をメールするもので、送り先を見定めて送信しているわけではないので無視して問題ありません。

ワンクリック請求は、料金請求画面がパソコンやスマホに表示されても、慌てて応じる必要はありません。繰り返し画面が表示されることがありますが、こちらの個人情報引き出される可能性は低いです。

○慌てて連絡をしない

架空請求メールやワンクリック請求の料金請求画面など、いずれの場合も、記載されている連絡先には絶対に連絡をしないことが重要です。こちらの連絡先を知られる可能性があります。

また、ワンクリック請求の料金請求画面が繰り返し表示される場合は、下記のような対処が有効な場合があります。

スマートフォンなど…料金請求画面が表示されたウェブページを閉じたり、ブラウザの履歴やキャッシュ（一時ファイル）などを削除したりすることで、料金請求画面を消せる可能性が高いです。

Windows パソコンなど…ウェブページを閉じても画面上に請求画面が繰り返し表示されることがあります。その場合は、パソコンに悪意のあるソフトウェアをインストールしてしまった可能性があるため、「システムの復元」を行い、数日前の状態や初期化状態に戻すことで、料金請求画面を消せる場合があります。ただし、「システムの復元」では、何らかの原因でデータが消えてしまったりする可能性もあるため、事前にバックアップを取るなどしてから実施してください。

最近インターネットを悪用した詐欺等の手口がますます巧妙化・複雑化しており、注意していても被害を受けてしまうケースがほとんどです。被害に遭わないためにはその手口を知っておくことも大切かもしれません。

架空請求メールを受け取ったりワンクリック請求に遭ったりして不安な場合は、最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう。

出典：政府広報オンライン、[総務省 | 令和元年版 情報通信白書 |](#)

(記事担当：佐々木)

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX